

10 毒ガス障害者支援

〔現況及び施策の方向〕

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

（単位 人）

区 分	財 務 省			厚 生 労 働 省			財務・厚生労働省合計		
	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	合計
令和2年度	146	53	199	660	232	892	806	285	1,091
令和元年度	168	65	233	745	261	1,006	913	326	1,239
平成30年度	194	77	271	834	287	1,121	1,028	364	1,392

（注）各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

（単位 人）

区 分	医 療 手 帳			特 別 手 当			健康管理手当			保 健 手 当		
	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計
令和2年度	640	191	831	23	6	29	600	129	729	1	1	2
令和元年度	714	217	931	23	6	29	657	141	798	1	2	3
平成30年度	789	240	1,029	26	6	32	730	158	888	1	2	3

（注）各年度末現在の受給者数である。

〔事業の内容〕

1 健康診断及び相談事業（予算額 38,685 千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、更に必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和49年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び県被爆者支援課に相談員を配置し、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第3表 健康診断実施状況

（単位 人）

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
一 般 検 査	財 務 省	59	56	72
	厚 生 労 働 省	234	286	346
	計	293	342	418
精 密 検 査	財 務 省	1	3	3
	厚 生 労 働 省	1	2	2
	計	2	5	5

2 医療費及び各種手当の支給（予算額 357,522 千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成 13 年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第 4 表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

(単位 円)

区 分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介 護 手 当				
令和 3 年度	実 費	104,860	37,420 ～ 34,970	34,970	17,540	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360	22,320
令和 2 年度	実 費	104,860	37,420 ～ 34,970	34,970	17,540	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,560 70,360	22,320
令和元年度	実 費	104,260	37,210 ～ 34,770	34,770	17,440	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,460 70,300	22,190
平成 30 年度	実 費	103,270	36,850 ～ 34,430	34,430	17,270	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,290 70,190	21,980

第 5 表 厚生労働省所管手当等の支給状況

(単位 人, 千円)

区 分		医 療 費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
令和 2 年度	延人数	5,838	353	290	9,155	30	0
	金 額	12,447	36,630	10,340	320,394	527	0
令和元年度	延人数	7,057	368	323	10,036	36	0
	金 額	14,642	38,264	11,409	348,292	628	0
平成 30 年度	延人数	8,354	394	346	11,100	36	0
	金 額	16,686	40,654	12,156	381,278	622	0

3 県独自の援護事業（予算額 2,316 千円）

県独自の援護事業として、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。（昭和 56 年度創設）

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰霊式典）に対して助成を行う。（昭和 42 年度創設）

第 6 表 県独自の援護措置による手当等支給状況

(単位 件, 円)

区 分	令和 3 年度	令和 2 年度		令和元年度		平成 30 年度	
	支 給 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
死亡弔慰金	10,000 円	63	630,000	76	760,000	72	720,000
通院交通費	認定額支給	530	657,760	717	948,040	923	1,310,900
介護手当附加金	限度月額 43,840 円	0	0	0	0	0	0
毒ガス従事者等療養保養事業	休憩 1 回 250 円, 宿泊 1 日 500 円以内, 年 1,500 円を限度	0	0	0	0	23	5,750
計		593	1,287,760	793	1,708,040	1,018	2,036,650